

開拓使

去ル明治五年六月中秘魯國マリ
ヤ・ル・ズ・舡ヨリ起ル訛訟一件其初
外務省ヨリ相達置候處今般別紙
裁訛書ノ通露西亞國皇帝仲裁相
成候條為心得此旨相達候事
明治八年九月廿日 太政大臣三條實美

大正官

譯文

天祐ヲ享ケ全魯西亞國ニ帝タル我等「アレキサントル
第二世儀日本及ヒ秘露兩政府ヨリ千八百七十三年六
月十三日（二十五日）即チ明治六年六月二十五日東京ニ
於テ兩國全權相議定セル條約書面ニ基キテ我等ニ懇
請セラル、所ニ應シ我等「マリヤルス」船神奈川港滯留
一件ヨリ差起リタル両政府ノ間ノ異論殊ニ秘露政府
ヨリ向同船神奈川滯留中日本顯官其船手及ヒ其船客
ノ取扱方ニヨリテ生セシ一切ノ責ヲ日本政府ニ負ハ
シメントノ請求向ヲ詮議シ之ヲ我方ニ引受ケ其異論
ニ對シ兩國政府ノ結局トシテ共ニ遵奉シ聊モ難題ニ
苦情及阻議ヲ容ルヘカラザル仲裁ノ斷案ヲ立ン一ヲ

領諾セリ

於是 我等 法律博士 及ヒ前件 証議ノ任ヲ 命シ 置タル議
員等ノ兩政府ヨリ前文條約面ニ基キテ 差出サレシ書
類並ニ解義書ニ據テ 取調ベシ 勘考及ヒ決議ヲ寫ト熟
慮ノ上

日本政府「マリヤルス」船其船主其船手及其船客ニ對シ
テノ所業ハ日本國ノ法律及ヒ通習ニ信據セシモノニ
テ萬國普通ノ常則ニ違乖セル所ナキ又特別ノ條約面
ノ規條ニモ背ケルトナキヲ我等確ト見究タリ是故ニ
日本政府ノ所業ヲ以テ秘露國政府及ヒ其人民ニ對シ
故意ニ其義務ヲ怠リタルト看做スアタハス又惡意ヲ
狹ミタル所業トモ目スル能ハサルナリ

斯ル不意ノ事柄ヨリシテ差起リタル異論ニ就テハ日
本政府ト未タ特別ノ條約ヲ結ハサル政府ヲシテ将来
ナル盟ヲ訂セサルヘカラズトノ思念ヲ起サシムルナ
ルヘシ然ルニ未タ右様ナル訂盟ナキ以上ハ日本政府
ヲシテ句其故意ニ出テ惹起セシニアラザルノ所業ト
其自國ノ法律ニ基テ施行セシ手立句トニ向ヒ他ヨリ
其責ヲ任セシムル能ワサルモノ也

由是觀之ハ我等日本頭官「マリヤルス」一件ニ付テノ所
業ヲ不規則ト看做スヘキ充分ナル根元ヲ曾テ見出ス
トナシ故ニ同件ニ付テ秘露國人民ノ受シ損失ハ詰リ
痛哭スヘキ諸件ノ集合シテ致セシ所以ニ歸セスンハ
アルヘカラス

依テ我等次ノ仲裁タル断案ヲ申渡ス

日本政府ハ秘露國船「マリヤルス」神奈川港滯留ニ依

テ起リタル事柄ノ責ニ任スフナシ
右断按ヲ確證スル為メ我等名ヲ記シ帝璽ヲ鉢スルモノナリ

千八百七十五年五月十七日(廿九日)

アレキサンドル

御璽

(原文ハ皇帝陛下親ラ御名ヲ記セテル)

正寫 外務卿代理ハロンショミニ記名

開拓使

北海道办ニ於テ其使定額金ヲ以テ買上ケ候官用地不用ニ屬シ候節ハ一般入札法ニ據リ拂ト蒙分ノ工其段内務省ハ可申出此旨相達候事

明治八年五月吉 太政大臣三條實美